

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用支出制限額

(公職選挙法第194条関係)

制限額 選挙区	$\text{人数割額} \times \left(\begin{array}{c} \text{10月14日現在の} \\ \text{選挙人名簿登録者数} \end{array} \right) + \text{固定額} = \text{選挙運動費用支出制限額}$ <small>(百円未満の端数は切上げ)</small>			
第1区	15円	×	417,284 人	+ 19,100,000円 = 25,359,300円
第2区	15円	×	251,149 人	+ 19,100,000円 = 22,867,300円
第3区	15円	×	235,804 人	+ 19,100,000円 = 22,637,100円
第4区	15円	×	353,978 人	+ 19,100,000円 = 24,409,700円
第5区	15円	×	342,463 人	+ 19,100,000円 = 24,237,000円

(参考)

前回(令和3年10月31日執行)の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用支出制限額

第1区	25,635,500 円
第2区	23,047,200 円
第3区	22,721,400 円
第4区	25,149,800 円
第5区	23,372,400 円

※前回(令和3年10月31日執行)の衆議院小選挙区選出議員選挙とは栃木市及び下野市の区割りが変更されていることに注意